

1 0 年 保 存
機 密 性 2
平成 26 年 10 月 3 日から 平成 36 年 10 月 2 日まで

基 監 発 1003 第 1 号  
平成 26 年 10 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局  
との合同監督・調査の実施に当たって留意すべき事項について

標記については、平成 26 年 10 月 3 日付け基発 1003 第 1 号「強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局との合同監督・調査の実施について」(以下「局長通達」という。)において指示されたところであるが、この実施に当たっては、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

記

- 1 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について(局長通達記の 1 関係)
  - (1) 都道府県労働局労働基準部監督課(以下「局」という。)及び労働基準監督署(以下「署」という。)が把握すべき強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案(以下「要排除事案」という。)は、申告・相談等の各種情報から、技能実習生について下記の内容が疑われる事案とする。
    - ア 技能実習生に係る労働基準法第 5 条違反(強制労働の禁止)
    - イ 技能実習生への暴行・脅迫・監禁等、技能実習生からの違約金等の徴収等、技能実習生の預金通帳・印鑑・旅券等の取上げ等が行われ、かつ、技能実習生に係る下記(ア)から(エ)までの労働基準関係法令違反が疑われるもの
      - (ア) [Redacted]
      - (イ) [Redacted]
      - (ウ) [Redacted]
      - (エ) [Redacted]

(エ) [REDACTED]

- (2) 地方入国管理局（支局を含む。）（以下「入管局」という。）において把握される要排除事案は、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]とされていること。

## 2 情報提供等について（局長通達記の2(2)イ関係）

- (1) 局又は署が把握した要排除事案については、別添1の様式1により、別添3「情報提供先入国管理局一覧」に則り、対応する入管局へ情報提供を行うこと。  
(2) 入管局が把握した要排除事案については、別添2の様式2により、別添3「情報提供先入国管理局一覧」に則り、対応する局へ情報提供されるものであること。  
(3) 局長通達記の2(2)イに基づき、署から局へ報告する場合、別添1の様式1を用いて差し支えないこと。

その際、「労働局長」は「労働基準監督署長」に、「入国管理局（支局）長」は「労働局長」に、「情報提供」は「報告」に書き換えて使用すること。

## 3 対象とする事案の決定について（局長通達記の2(4)関係）

合同監督・調査の対象とする事案は、[REDACTED]  
が疑われる事案を始めとして、悪質性が疑われる事案を積極的に選定し、決定すること。

なお、合同監督・調査の対象としないこととした事案についても、当該事案に係る実習実施機関の所在地を管轄する署において、監督指導を行うこと。

## 4 実施方法等について（局長通達記の2(5)関係）

合同監督・調査の実施方法等については、局長通達記の2(5)に加え、次に留意すること。

- (1) 実施時期等  
通訳の確保等必要な調整を行った上、可能な限り早期に実施すること。  
(2) 実施方法等  
ア 技能実習生からも労働実態等について聴取を行うこと。  
イ 技能実習生への暴行・脅迫・監禁等が疑われる場合には、警察とも連携を図り対応すること。

## 5 労働基準監督機関の対応について（局長通達記の3関係）

合同監督・調査又は上記3のなお書による監督指導を実施した結果、[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED]については、原則として、局長通達記の3に該当するものとして、司法処分に付すること。





## 情報提供先入国管理局一覧

労働局	情報提供先入国管理局			
北海道	札幌入国管理局	審査部門	〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-9658
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 新潟 山梨 長野	仙台入国管理局	審査部門	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
	東京入国管理局	研修・短期滞在 審査部門	〒 108-8255 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7254
神奈川	東京入国管理局 横浜支局	留学・研修審査 部門	〒 236-0002 神奈川県横浜市金沢市鳥浜町10-7	045-769-1722
富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山	名古屋入国管理局	留学・研修審査 部門	〒 455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	052-559-2117
	大阪入国管理局	留学・研修審査 部門	〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	06-4703-2158
兵庫	大阪入国管理局 神戸支局	審査部門	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378
鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	広島入国管理局	入国・在留審査 部門	〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4412
	高松入国管理局	審査部門	〒 760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5851
	福岡入国管理局	入国・在留審査 部門	〒 812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナル ビル内	092-626-5151
沖縄	福岡入国管理局 那覇支局	審査部門	〒 900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4186